

の 上 法 税 進 行 基 準 工 事

10億以上工期1年超に

適用範囲 大幅拡大 国交省、09年度改正へ要望

国土交通省は、企業会計基準の見直しで09年度の決算から建設工事の収益計上基準が工事進行基準に一本化されるのを受け、税法上で納税額を算定する際の工事進行基準の適用対象を「請負額10億円以上残工期1年超」の大型案件とすることを決めた。09年度の税制改正要望に盛り込む。この基準に該当する工事を施工する場合、企業は進捗よくに応じて売上高や損益を計上することが必要になる。現行規定では除外することも可能だった赤字工事にも強制適用される。各企業にとっては、経理事務の負担が増す可能性があるほか、発注者側の工事代金支払い方法が完成払いだけのままだと、税金の支払いで資金繰りに窮する企業も出てきそうだ。

税法上の工事進行基準「だった納税額の年度ごとの適用ラインについては」のばらつきも是正され

国交省と経済産業省が協議を重ね、このほど合意した。近く財務省などの協議に入る。現行では「請負額50億円以上工期2年以上」の工事が工事進行基準の強制適用対象となっており、対象範囲が大きく広がることになる。工事進行基準に基づく収益に一定税率を掛け合わせて納税額が決まることになり、完成基準を採用していた企業に顕著

る。09年度新規着手分の「になれば、国交省などは」令の改正手続きを終えない。工期が工事から適用されること。08年度中に関係する政省「ければならない。工期が

1年未満の工事は従来通り完成基準も認める。基準に該当する工事を受注していれば、企業規模の大小に関係なく適用されるため、特に中小企業にとっては経理事務の負担が増す可能性もある。また、会計基準が変更されるだけで、商慣行までが変わるわけではないので、工事代金の支払いが竣工時の1回払いだけだと、企業によってはキャッシュフローのひっ迫につながる懸念もある。国が発注する大規模公共工事には出来高部分払いが導入され、進行基準に対応できているが、今後は民間発注者の意識改革も求められそうだ。会計基準をめぐっては、企業会計基準委員会（ASBJ）が、会計基準の国際調和の一環として、09年度着手の新規事業からの工事進行基準原則適用を打ち出した。ルール変更を先取りする形で建設各社もこの数年、工事完成基準から進行基準への移行を進めているが、適用基準にはばらつきがある。納税額の算定根拠となる基準が定まることで、各社の適用基準がある。